

消防の動き



2025
6
No.650

特報

●「水素等のGX新技術に係る危険物規制に関する検討会報告書」の概要



FDMA
住民とともに

消 防 庁
Fire and Disaster Management Agency



「水素等のGX新技術に係る危険物規制に関する検討会報告書」の概要..... 4

令和7年6月号 No.650

巻頭言 変わりゆく都市、進化する消防防災 ～新潟の未来を支える力～

(新潟市消防局長 阿部 一彦)

Topics

大船渡市林野火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会について.....	11
2025年度全国統一防火標語・防火ポスターの発表.....	13
令和7年度における消防防災施設整備費補助金及び 緊急消防援助隊設備整備費補助金の交付決定の状況.....	14
「消防本部における女性活躍推進に関する検討会」の開催.....	15
令和6年度優良少年消防クラブ・指導者表彰（フレンドシップ）の開催.....	16
令和7年春の消防関係叙勲及び褒章伝達式.....	17
令和7年度消防研究センター等の一般公開（開催報告）.....	19

マイナ救急

マイナ救急に関するお知らせについて.....	22
------------------------	----

緊急消防援助隊情報

緊急消防援助隊の登録隊数（令和7年4月1日現在）.....	24
岩手県大船渡市林野火災における緊急消防援助隊の活動に関する検証会の実施について.....	27

消防通信～望楼

青森地域広域事務組合消防本部（青森県）／松戸市消防局（千葉県） 豊橋市消防本部（愛知県）／西宮市消防局（兵庫県）.....	28
--	----

消防大学校だより

危機管理・国民保護コースにおける教育訓練.....	29
令和7年度 講師派遣について.....	30

報道発表

最近の報道発表（令和7年4月21日～令和7年5月20日）.....	31
-----------------------------------	----

通知等

最近の通知（令和7年4月21日～令和7年5月20日）.....	32
広報テーマ（6月・7月）.....	32

お知らせ

6月8日～14日は「危険物安全週間」.....	33
地震に対する日常の備え.....	34
熱中症予防についてのお知らせ.....	35



■表紙
本号掲載記事より

変わりゆく都市、進化する 消防防災 ～新潟の未来を支える力～

新潟市消防局長 阿部 一彦



日本海側の拠点都市である新潟市は、国際空港や港湾、新幹線、高速道路網といった充実した交通基盤に加え、全国有数の水田面積を有する大農業都市という多面的な魅力を備えています。この独自性を活かし、「田園の恵みを感じながら 心豊かに暮らせる 日本海拠点都市」を目指して、都市機能の再構築と地域の持続的発展に取り組んでいます。

その中核を担うのが、「にいがた2km（ニキロ）」プロジェクトです。新潟駅から万代、古町にかけての都心エリアを再編成し、交通・商業・文化・防災が融合した活力ある空間づくりを推進しています。令和6年度には新バスターミナルが開業したほか、駅ビルも約60年ぶりにリニューアルされるなど、都市の中枢が新たな表情を見せはじめています。

都市機能の進展に伴い、私たち消防機関も変化に対応するための進化が求められています。特に注力しているのが、災害対応能力の高度化です。令和7年度には、災害時の情報集約と部隊運用の最適化を目的とした「災害時消防オペレーションシステム」を整備し、現場の情報をリアルタイムに把握・共有する体制を構築します。これにより、複雑化・大規模化する災害にも即応できる部隊運用が可能になります。

また、発生が予見される南海トラフ地震など広域的な災害が発生した際には、本市は救援活動の支援拠点＝「救援都市」としての重要な役割を担うことになります。交通アクセスの良さや災害リスクの相対的な低さという地理的優位性を活かし、応援部隊や支援物資の中継拠点として機能するための応援体制の強化にも力を入れています。

一方、全国的な課題となっている救急需要の増加への対応については、令和7年度から救急隊員の労務負担軽減を図るため、所属内での待機署所の柔軟な入替、消防隊と救急隊の乗換運用、日勤救急隊の配置など、機動的で持続可能な救急体制への転換を図ります。これに加えて、救急業務のICT化を積極的に進めており、自動記録化システムなどの活用により、病院照会や活動記録票作成業務の効率化と出動時間の短縮につながるなど効果が表れ始めています。

そして、私たちの組織そのものも、未来を見据えて持続可能な姿に再構築しています。新潟市の人口は政令市移行時から減少傾向にあり、少子高齢化の影響も顕著です。その中で、優秀な人材を確保し続けるために、経験者採用や臨時的任用職員採用の創設など、多様な人材を受け入れる柔軟な採用制度を構築しました。さらに、令和7年度に始動した「FIRE×FAMILY ～とも育てプロジェクト～」では、男性職員の育児休業取得を組織的に積極的に推進し、家庭・職場・地域全体の信頼と協力関係を高めています。

気候変動による自然災害の激甚化や社会構造の急激な変化に直面する今、消防防災の任務はますます複雑化しています。だからこそ私たちは、技術力、組織力、そして人間力を融合させ、「災害に強く、人にやさしい」消防を実現していかなければなりません。全職員がそれぞれの使命を誠実に果たし、強いチームワークにより支え合い、補い合いながら、これからも新潟市の安全・安心を守り続ける力強い組織づくりに邁進してまいります。

「水素等のGX新技術に係る危険物規制に関する検討会報告書」の概要

危険物保安室

1 はじめに

2050 年カーボンニュートラルの実現に向けた水素等のGX新技術等に関連する産業界等の動向を踏まえ、一律の規制ではなく、リスクに応じた柔軟な対応が可能な規制に移行していくことが求められています。また、危険物保安を取りまく様々な環境変化や高度な保安の実現を可能とするDX新技術等の動向を踏まえ、事業所の自律的・主体的な保安に関する取り組みを促進していくことが求められているところです。

このような状況を踏まえ、水素等のGX新技術に関する火災予防上の安全対策について、令和6年6月より、「水素等のGX新技術に係る危険物規制に関する検討会」を開催し、令和7年3月に報告書が取りまとめられましたので、概要について紹介します。

2 検討背景及び検討課題について

「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和5年11月2日閣議決定）において、「事業者によるGXの取組の環境を整備するため、水素等のGX新技術に関連する危険物規制の調査・見直し検討に取り組む」とこととされました。

このことを踏まえ、水素等のGX新技術に関連する危険物規制の課題を把握するため、消防庁では、水素等の製造・輸送・利用に関連する業界団体等に対してヒアリング調査を実施しました。その結果、次のとおり、危険物規制に係る技術基準の合理化について課題が明らかとなったため、検討会を開催し、危険物規制について検討したものです。

<水素等のGX新技術に関連する危険物規制の課題>

① 危険物規制に係る技術基準の合理化

ア リスクに応じた柔軟な対応が可能な技術基準の整備

(7) 危険物施設と高圧ガス施設等の間に設ける離

隔距離（保安距離）

(イ) 危険物施設の周囲に設ける空地（保有空地）

(ウ) 危険物を長距離移送するための配管の最小厚さ
イ ガソリンスタンドにおけるメチルシクロヘキサン（MCH）関連設備（脱水素装置等）の設置

② 危険物規制に係る手続きの合理化

変更工事に係る手続きの簡略化

③ その他

消防本部における専門的な審査・検査業務の支援

なお、本検討会は、水素等のGX新技術に関連する危険物規制の課題を踏まえて実施するものですが、これらの課題は必ずしも水素関連物質のみに限ったものではないと考えられます。このことから、検討に当たっては、水素関連物質に限らず、全ての危険物を対象として安全の確保を大前提に危険物規制のあり方について検討しており、次章以降に各課題に対する考え方を示します。

※火災等の危険性のある物質のうち、消防法の危険物規制の対象となるものは、常温・常圧で固体又は液体の物質（ガソリン、トルエンなど）が該当します。水素キャリア（水素貯蔵体）として用いられるメチルシクロヘキサン（以下「MCH」という。）は、消防法上の危険物に該当します。

3 危険物規制に係る技術基準の合理化について

1 リスクに応じた柔軟な対応が可能な技術基準のあり方

(1) 危険物施設と高圧ガス施設等の間に設ける離隔距離（保安距離）

ア 現行の技術基準

現行の技術基準では、危険物施設（製造所、屋内貯蔵所、屋外タンク貯蔵所、屋外貯蔵所、一般取扱所）の位置は、高圧ガス施設から20m以上の保安距離を保つことを求めています（危険物の

規制に関する政令第9条、危険物の規制に関する規則第12条)。

<基準の趣旨>

- ① 危険物施設の火災が高压ガス施設に延焼するのを防止すること
- ② 高压ガス施設における事故（火災、爆発）の影響が危険物施設に及ぶのを防止すること

イ 技術基準の合理化のあり方

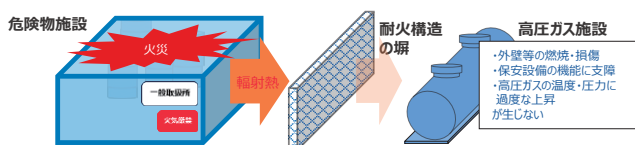
技術基準の趣旨を踏まえ、耐火構造の塀の設置その他の措置を講ずることにより、次の要件1及び要件2を満たす場合には、危険物施設と高压ガス施設との離隔距離を20m未満とすることができるとするのが適当であるとされた。

<要件1>

次の①及び②を満たすこと。

- ① 危険物施設で火災が発生するものとした場合において、当該危険物施設に隣接する高压ガス施設の状態が次（i）及び（ii）を満たすこと。
 - （i）当該火災の輻射熱により当該高压ガス施設の外壁等の構造材が燃焼せず、かつ、防火上又は構造耐力上支障のある損傷を生じないこと。
 - （ii）当該火災の輻射熱により高压ガスの保安に関する設備がその機能に支障を生じず、かつ、高压ガスの温度又は圧力に過度な上昇が生じないこと。
- ② 危険物施設のうち、危険物の爆発のおそれが想定される施設（製造所、一般取扱所等）の建築物は、爆発の影響が周囲に及ばない構造（屋根を軽量な不燃材料でふくことで爆風圧を逃がす構造）とすること。

危険物施設で火災が発生することを想定した場合の措置の例(イメージ)



<要件2>

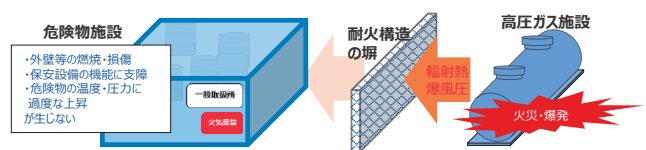
危険物施設に隣接する高压ガス施設で火災又は爆発が発生するものとした場合において、当該危険物施設の状態が次の①及び②を満たすこと。

- ① 当該火災の輻射熱により当該危険物施設の外壁等の構造材が燃焼せず、かつ、当該火災の輻

射熱又は当該爆発の爆風圧により防火上又は構造耐力上支障のある損傷を生じないこと。

- ② 当該火災の輻射熱又は当該爆発の爆風圧により危険物の保安に関する設備がその機能に支障を生じず、かつ、危険物の温度又は圧力に過度な上昇が生じないこと。

高压ガス施設で火災が発生することを想定した場合の措置の例(イメージ)



要件1及び要件2中の「外壁等の構造材が燃焼せず」には、外壁等に設けられた開口部から建物内部へ延焼しないことを含むこととするのが適当であるとされた。

また、輻射熱や爆風圧の値やその影響に係る評価に当たっては、個々の現場の具体的な状況等に応じて、適切な評価方法等の内容は異なるものと考えられる。このため、実際の運用に当たっては、個々の現場の具体的な状況等に応じて、輻射熱や爆風圧の値やその影響に係る評価方法等の妥当性を判断することとするのが適当であるとされた。なお、当該妥当性の判断には、高度な専門的知見等が必要であると考えられることから、事業者自らの検討のみならず、専門的知見を有する第三者機関の評価を参照することが適当であることとされた。

(2) 危険物施設の周囲に設ける空地（保有空地）

ア 現行の技術基準

現行の技術基準では、危険物施設（製造所、屋内貯蔵所、屋外タンク貯蔵所、屋外貯蔵所、一般取扱所）の周囲に、当該危険物施設において貯蔵し又は取り扱う危険物の数量に応じた一定幅の保有空地を設けることを求めています（危険物の規制に関する政令第9条第1項第2号ほか）。

<基準の趣旨>

- ① 危険物施設の火災が周囲の建築物等に延焼するのを防止すること
- ② 周囲の建築物等の火災が危険物施設に延焼するのを防止すること
- ③ 消防活動に使用するための空地を確保すること

イ 技術基準の合理化のあり方

技術基準の趣旨を踏まえ、耐火構造の塀の設置その他の措置を講ずることにより、次の要件1から要件3を全て満たす場合には、危険物施設の周囲に設ける空地の幅を減じ、又は空地を設けないことができることとするのが適当であるとされた。

<要件1>

次の①及び②を満たすこと。

- ① 危険物施設で火災が発生するものとした場合において、当該火災の輻射熱により当該危険物施設に隣接する建築物等の外壁等の構造材が燃焼せず、かつ、防火上又は構造耐力上支障のある損傷を生じないこと。
- ② 危険物施設のうち、危険物の爆発のおそれが見込まれる施設（製造所、一般取扱所等）の建築物は、爆発の影響が周囲に及ばない構造（屋根を軽量な不燃材料でふくことで爆風圧を逃がす構造）とすること。

<要件2>

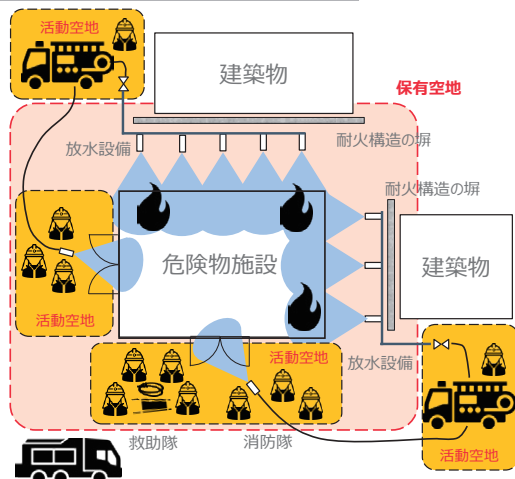
危険物施設に隣接する建築物等で火災が発生するものとした場合において、当該火災の輻射熱により当該危険物施設の外壁等の構造材が燃焼せず、かつ、防火上又は構造耐力上支障のある損傷を生じないこと。

<要件3>

次の①及び②を満たすこと。

- ① 危険物施設の主要な出入口の周囲には、消防活動に必要な空地が確保されること。
- ② 危険物施設の周囲のうち、空地が確保できない面には、有効な消火又は冷却のための設備（放水設備等）を設けるとともに、当該設備による放水活動等に必要な空地が確保されること。

隣接する2面の保有空地が確保できる場合の例（イメージ）



要件1及び要件2中の「外壁等の構造材が燃焼せず」には、外壁等に設けられた開口部から建物内部へ延焼しないことを含むこととするのが適当であるとされた。

「危険物施設に隣接する建築物等」が危険物施設である場合には、当該建築物等に係る危険物施設についても、要件1から要件3を満たす必要があることに留意が必要であるとされた。

また、輻射熱の値やその影響に係る評価に当たっては、個々の現場の具体的な状況等に応じて、適切な評価方法等の内容は異なるものと考えられる。このため、実際の運用に当たっては、個々の現場の具体的な状況等に応じて、輻射熱の値やその影響に係る評価方法等の妥当性を判断することとするのが適当であるとされた。なお、当該妥当性の判断には、高度な専門的知見等が必要であると考えられることから、事業者自らの検討のみならず、専門的知見を有する第三者機関の評価を参照することが適当であることとされた。

(3) 危険物を長距離移送するための配管の最小厚さ

ア 現行の技術基準

現行の技術基準では、移送取扱所の配管は、その外径に応じ、「最小厚さ」（例えば、外径が508mm以上の場合は9.5mm）を定めています（危険物の規制に関する規則第28条の5ほか）。

<基準の趣旨>

移送取扱所の配管は、その一部又は全部が施設の所有者、管理者又は占有者の管理する場所以外の場所（道路、山林等の第三者が所有、管理又は占有する場所）に設置される。

このため、移送取扱所の関係者が関与しない工事によって誤って移送取扱所の配管に衝撃が加えられるリスクを考慮し、強度計算に加え、工事に用いる重機（バックホー）による衝撃でも破損のおそれが生じないように、配管の外径に応じて一律に「最小厚さ」を定めている。

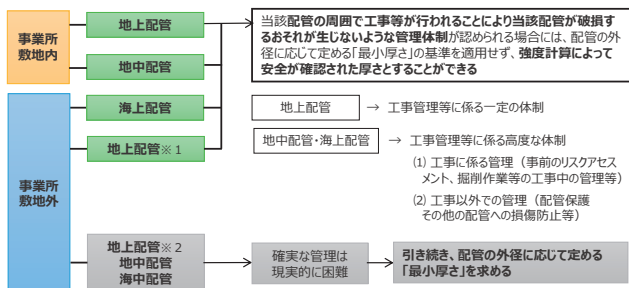
イ 技術基準の合理化のあり方

事業所敷地内の配管（地上配管、地中配管）及び事業所敷地外の海上配管については、当該配管の周囲で工事等が行われることにより当該配管が破損するおそれが生じないような管理体制が認められる場合には、配管の外径に応じて定める「最小厚さ」の基準を適用せず、強度計算によって安

全が確認された厚さとすることができるとするものが適当であるとされた。

ただし、事業所敷地外の地中配管及び海中配管については、移送取扱所の管理者等による確実な管理は現実的に困難であるため、引き続き、配管の外径に応じて定める「最小厚さ」を求めることが適当であるとされた。

事業所敷地外の地上配管については、移送取扱所の管理者等による確実な管理は現実的に困難な場合が多いと考えられるため、原則として、引き続き、配管の外径に応じて定める「最小厚さ」を求めることが適当であるとされた。ただし、個々の現場の具体的な状況等により、関係者以外の者が立ち入らないことが明確であるなど、移送取扱所の管理者等による確実な管理が可能なが評価できるエリアが明確な場合に限っては、配管の外径に応じて定める「最小厚さ」の基準を適用せず、強度計算によって安全が確認された厚さとして差し支えないものと考えられるとされた。



※1 関係者以外の者が立ち入らないことが明確など、移送取扱所の管理者等による確実な管理が可能と認められる場合に限る。
※2 移送取扱所の管理者等による確実な管理が可能と認められる場合を除く。

なお、移送取扱所の配管に係るリスク要因は、重機や車両、船舶等による衝撃荷重のほか、地震、風圧、地盤沈下、温度変化による伸縮等の外力、配管内外の腐食、地域特性による積雪や凍結の影響などが存在すると考えられること。

また、配管を地上、地下、海上、海中のどこに設置するかによって、事故のリスク要因や管理の容易さは複雑に変化するものと考えられる（例：地下配管は車両の衝突による損傷の危険性や温度変化の影響は小さいが、重機の掘削による損傷の危険性や地盤沈下の影響は大きい。）ことから、配管をどのような形態で設置し、管理すべきかについては、事業所の特性や当該事業所が立地する地域特性によって異なるものと考えられること。

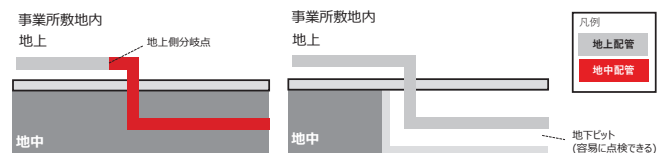
このため、配管の外径に応じて定める「最小厚さ」の基準を適用せず、強度計算によって安全が確認された厚さとすることができるとする場合については、当該配管が破損するおそれを生じさせないための管理体制の具体的な内容について、消防法第14条の2に基づき事業所が作成する予防規程に定めることを求めることが適当であるとされた。

また、当該管理体制の内容については、事業所の特性や当該事業所が立地する地域特性に応じ、事故のリスク要因が網羅的に検討されたものとなっているか等を評価することが適当であるとされた。なお、当該評価の妥当性の判断には、高度な専門的知見等が必要であると考えられることから、事業者自らの検討のみならず、専門的知見を有する第三者機関の評価を参照することが適当であるとされた。

なお、地上配管と地中配管の区分は、次の①～④によることとするのが適当であるとされた。

＜地上配管と地中配管の区分＞

- ① 地上配管とは、配管を支持する支持物が、水中を通過せず、直接地盤面に固定されている配管をいうものとする。ただし、地中配管を除く。
- ② 地中配管とは、地盤面下に設置された配管をいうものとする。
- ③ 地上配管と地中配管の区分を切り替える部分は、より安全側の基準とするため、地上側に分岐点を設定するものとする。
- ④ 地下室内の架空配管又は地下ピット内の配管で容易に点検することができる場合にあつては、地上配管と同様の取り扱いとする。

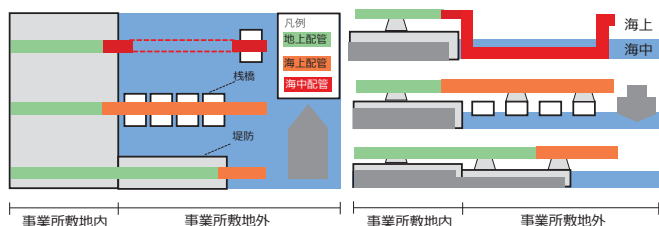


また、地上配管と海上配管、海中配管の区分は、次の①～③によることとするのが適当であるとされた。

＜地上配管と海上配管、海中配管の区分＞

- ① 海上配管とは、配管の直下が水面であるか、又は配管を支持する支持物が水面上の構造物に固定されている配管をいうものとする。

- ② 海中配管とは、常時水中に存する配管をいうものとする。
- ③ 地上配管と海上・海中配管の区分を切り替える部分は、より安全側の基準とするため、地上側に分岐点を設定するものとする。



2 ガソリンスタンドにおけるMCH関連設備（脱水素装置等）の設置のあり方

(1) 現行の技術基準

現行の技術基準では、電気自動車等に水素を充填するための設備を設ける給油取扱所（ガソリンスタンド）の規定を設け、当該給油取扱所に設けることができる設備として、「危険物から水素を製造するための改質装置」を定めています。

ただし、当該装置は、ガソリン等の自動車燃料から水素を製造するためのものを想定しており、MCH関連設備（脱水素装置等）を想定したものになっていません。

また、水素を製造するための危険物（MCH）の取扱量は、「1日あたり指定数量の10倍未満」、副生物であるトルエンのタンクの容量は、「10kL以下」としています（危険物の規制に関する規則第27条の5）。

(2) 技術基準の合理化のあり方

脱水素装置で使用する危険物、副生物であるトルエン及び水素が漏えいした場合に脱水素装置の運転を自動的に停止させる装置を設ける等の安全対策を講じる場合には、MCH関連設備（脱水素装置等）を給油取扱所に設けることができることとするのが適当であるとされた。

また、MCH関連設備（脱水素装置等）を給油取扱所に設ける場合の水素を製造するための危険物（MCH）の取扱量は「1日あたり指定数量の150倍未満」、副生物であるトルエンのタンクの容量は「30kL以下」とするのが適当であるとされた。

3 危険物規制に係る手続きの合理化について

(1) 変更工事に係る許可手続き

危険物施設の位置、構造又は設備を変更しようとするときは、市町村長等の許可を受けなければならないこととされています（消防法第11条第1項）。

ただし、当該変更工事が、次の①から③のいずれかに該当する場合は、変更の許可を要しない軽微な変更工事と取り扱う旨の技術的助言を示しています（平成14年消防危第49号）。

＜軽微な変更工事と取り扱う場合＞

- ① 危険物施設の位置、構造又は設備に係る技術基準の内容と関係が生じないものであるとき
- ② 保安上の問題を生じさせないものであることが明白であるとき
- ③ 資料等の確認により消防本部が保安上の問題を生じさせないものであると判断したとき

(2) 手続きの合理化のあり方

保安上の問題を生じさせるリスクが高いと考えられるものを除く一定の変更工事のうち、個々の事業所の保安体制を評価し、当該事業所の保安体制によって保安上の問題が生じないと認められる特定の変更工事については、許可を要しない軽微な工事として取り扱うことについて、引き続き議論を深めていくことが適当であるとされた。

ただし、次の①から③のいずれかに該当する変更工事については、事業所の保安体制にかかわらず、保安上の問題を生じさせるリスクが高いと考えられることから、対象としないこととするのが適当であるとされた。

＜対象としない変更工事＞

- ① 大規模な危険物施設に係る変更工事（容量500キロリットル以上のタンク本体の工事等）
- ② ①以外の変更工事のうち、次のいずれかに該当するもの
 - ア 当該事業所で取り扱う危険物の品名や数量の変更を伴うもの
 - イ 危険物施設の周囲に設ける空地等が確保できなくなるもの
 - ウ 危険物施設の建物の防火構造等に変更を伴うもの
 - エ 危険物の製造プロセス等（圧力、温度等）の変更を伴うもの
- ③ ①及び②以外の変更工事のうち、管轄の市町

村長等又は消防本部が特に指定するもの（例えば、市町村長等が特例として認めた経緯等のある部分の変更を伴うもの）

例えば、配管の一部を同じ部材の配管に取り替える工事について、当該工事に伴う保安上の問題を生じさせないような事故防止対策等を十分に講じることができる保安体制（工事手順、実績、消防署との連携等）が認められる事業所については、許可を要しない軽微な変更工事と取り扱うことが考えられること。

また、軽微な変更工事として取り扱うことができる工事の具体的な範囲については、当該工事の内容及び事業所の保安体制により評価することが考えられ、この場合、個々の事業所の保安体制の評価に当たっては、次の①及び②の視点が重要と考えられるとされた。

＜保安体制の評価の視点＞

- ① 「高度なリスク管理体制」に、それを実際に動かしていくための「マネジメント体制」（組織の目的を達成するため可能な資源を最適化する仕組み）
- ② 「自主的」な保安に留まらず、さらに「自律的」かつ「主体的」に保安を確保していくための取組

このような視点を踏まえ、評価については、以下の着眼点が考えられるとされた。

＜変更工事及び保安体制の評価の着眼点＞

- ① 変更工事の内容の評価の着眼点
 - ア 工事が特定されていること
 - (7) 事業所において想定される変更工事として、当該変更工事の内容が明確化・類型化されていること
 - (4) 当該変更工事の内容が保安上の問題を生じさせない類型に該当するか否かに係る判断プロトコルが明確化されていること
 - イ 当該変更工事に伴う事故防止が可能なこと
 - (7) 変更工事に伴う事故とその要因が特定されていること
 - (4) 要因ごとにリスクに応じて適切な対策が明確になっていること
- ② 事業所の保安体制の評価の着眼点
 - ア 変更工事に係る高度なリスク管理体制が確

保されていること

- (7) 社内手続きの確立
 - i 判断プロトコルの運用及び継続的な改善を行う体制
 - ii 変更工事の進捗状況及び履歴を記録し管理する体制
- (4) 事故防止体制
 - i 変更工事のリスクに応じた事故防止対策が実行できる体制
 - ii 近隣施設の事故が当該変更工事に及ぼすリスクに応じた事故防止対策が実行できる体制
 - iii 上記の対応を周知徹底できる体制
- (7) 事故発生時の応急対応等
 - i 事故発生時の応急対応計画の整備とそれに基づいた教育訓練の実施体制
 - ii 公設消防隊と施設情報や災害情報等を共有できる連携体制
- イ 自律的・主体的な保安確保に係るマネジメント体制が確保されていること
- (7) 自律的な保安確保に係るマネジメント体制
 - i 保安確保に対する経営トップの明確なコミットメント
 - ii 十分なコンプライアンス体制・コーポレートガバナンスの確保
- (4) 主体的な保安確保に係るマネジメント体制
 - i 関連するリスクの適切な洗い出しとその対応のための取組
 - ii 保安の高度化に係る取組（最新テクノロジーの導入等）
- (7) 事故防止その他の優れた実績・検証体制
 - i 事故防止・法令遵守に係る実績とその検証
 - ii 自律的・主体的な取組に係る実績とその検証

なお、自律的・主体的な保安確保に係るマネジメント体制に係る評価については、例えば、東京証券取引所が策定している「コーポレートガバナンス・コード」に準拠しているかといった観点と考えられるが、この場合、軽微な変更工事に係る保安体制と

して、どこまでの範囲を求めることとするのかについては、引き続き、議論を深めていくことが適当であるとされた。

また、高圧ガス保安法における認定高度保安実施者制度における考え方も参考とし、新たな制度の運用開始に際して、事業者や市町村等（消防機関）が混乱等を生じることのないような制度の内容や円滑な運用方法等について、引き続き、議論を深めていくことが適当であるとされた。

4 その他

危険物規制における技術基準の合理化（性能規定化）などにより、一律の規制ではなく、リスクに応じた柔軟な対応を認めていくためには、消防本部における審査業務等に更なる高度な専門性が求められます。

また、バイオマス燃料、合成燃料、二酸化炭素回収・有効利用（CCU）などの動向も踏まえ、危険物規制のあり方について、引き続き、議論を深めていくことが適当であるとされた。なお、新しい技術で判断が難しい場合の安全性の評価については、専門知識を有する第三者機関を活用していくことが有効と考えられるとされた。

ただし、手続きが煩雑になると、事業の迅速性の観点から、事業者にとっては使いにくい制度となることから、消防本部における支援の観点のほか、事業者にとってのメリットを考慮した制度としていくことが有効と考えられるとされた。

このような点を踏まえ、専門知識等を有する第三者機関の活用などについて、引き続き議論を深めていくことが適当であるとされた。

4 おわりに

本報告書を取りまとめるに当たり、本検討会にご参加いただき、積極的に議論を交わしていただいた委員等の皆様に厚くお礼申し上げます。

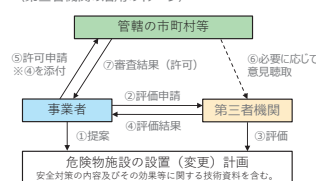
消防庁では、今後も、安全性の確保を前提としたカーボンニュートラルの実現に向け、今後も検討して参ります。

本報告書は、総務省消防庁ホームページに掲載されています。

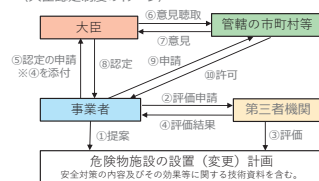
<水素等のGX新技術に係る危険物規制に関する検討会報告書>

https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/items/post-150/04/houkokusyo.pdf

（第三者機関の活用のイメージ）



（大臣認定制度のイメージ）



問合せ先

消防庁危険物保安室

TEL: 03-5253-5111



大船渡市林野火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会について

総務課

1 はじめに

本年2月下旬には、岩手県大船渡市において焼損面積が過去数十年来で最大となる林野火災が発生したほか、国内各地で林野火災が相次ぎました。

これを受け、消防庁では、今般の消防活動等を検証し、今後の火災予防、消防活動、装備・技術等の充実強化のあり方について検討するため、本年4月から、林野庁と共同で「大船渡市林野火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会」（以下「検討会」）を設置し、4月11日に第1回、4月23日に第2回、5月19日に第3回を開催しました。

本稿では、本検討会の検討状況と第3回検討会でとりまとめた「大船渡市林野火災を踏まえた取組の方向性」（以下「取組の方向性」）の概要を紹介します。

2 検討会の設置

検討会は、火災工学、行政法、防災情報、気象学、森林整備などの学識経験者のほか、消防関係者、森林関係者の合計22人から構成され、座長は関澤愛NPO法人日本防火技術者協会理事長につとめていただいております。消防関係者としては、地元大船渡市の消防本部や消防団、出動した緊急消防援助隊の統括指揮支援を担った仙台市消防局のほか、全国消防長会の予防、警防防災の各委員会、日本消防協会の関係者が参画しています。

委員の皆様から様々なご意見をいただきながら論点の整理を行い、最終的には夏頃を目途に報告書を取りまとめる方向で検討会を運営してまいりたいと考えています。

3 これまでの議題と「取組の方向性」について

第1回（4月11日）においては、大船渡市林野火災の概要や現地の森林の概況、消火活動の概要のほか、林野火災の予防の取組や消防活動について事務局から報告・説明した後、各委員から今般の林野火災に関連した様々なご意見をいただきました。

続く第2回（4月23日）においては、消防庁長官の火災原因調査（速報）の結果報告、緊急消防援助隊、地

元消防本部、消防団の活動状況などを、第3回（5月19日）においては、近年における火災警報の運用状況や諸外国等における技術例、米国及び韓国の林野火災対応などを議題とし、それぞれについて活発な議論をいただきました。

そして、第3回では、第1回から第3回までの議論を踏まえ、検討会の中間取りまとめとして「取組の方向性」が整理されました。

「取組の方向性」は、大きく以下の4つの柱で構成されています。

- I 林野火災における予防・警報のあり方
- II 大規模林野火災に対応できる消防体制のあり方
- III 大規模林野火災に備えた多様な技術の活用・開発
- IV 災害復旧及び二次災害の防止活動

以下、このうちI～IIIのポイントについて紹介します。

I 林野火災における予防・警報のあり方

乾燥・強風時には、ひとたび出火すると大規模な延焼拡大につながる危険性が大きくなることから、市町村長は火災警報を発令し、火入れやたき火といった火の使用制限を行うことができるとされています。しかしながら、火の不始末による林野火災が多数発生しているなか、実態として火災警報の発令は低調な状況にあります。

このため、乾燥・強風時に的確に火災警報を発令するとともに、火入れやたき火を行う際の適切な火の取扱いを徹底し、林野火災予防の実効性を高める必要があります。

また、林野火災に係る広報・啓発の強化や、林野火災に強い地域づくりを推進していくことも重要な課題です。

具体的には、以下のような方策を取るべきと考えられます。

- ・ 火災警報について、各市町村が的確に発令することができるようにするための運用指標の見直しの検討
- ・ 林野火災予防の実効性を高めるため、関係機関や住民へ少雨等の気象状況を効果的に周知することについての検討
- ・ たき火について、火災予防条例に基づく消防本部による把握の取組や防火指導の強化 など

II 大規模林野火災に対応できる消防体制のあり方

(1) 緊急消防援助隊を含めた常備消防の体制強化

今般のような大規模な林野火災に対応するためには、的確な情報把握や早期の応援要請はもとより、陸上部隊による消防活動、航空部隊による消火活動、そして両部隊の確実な連携、さらには両部隊と地元消防本部及び消防団との連携を充実強化していくことが重要になります。

特に、陸上部隊の消防活動は、長期ローテーションを組んで行うことが基本となること、複雑な地形や狭隘な道が多い山中への部隊投入となること、強風下における飛び火警戒が必要となること、山間地特有の安全管理が必要となることから、こうした林野火災の特徴に即した対策を進めることが必要となります。

具体的には、以下のような方策を取るべきと考えられます。

- ・ 夜間の監視に対応できるドローンの整備検討
- ・ 林野火災に係る応援要請基準を受援計画で明確化するなど、迅速な応援要請を担保する取組の推進
- ・ 自然水利を利用できるスーパーポンプのほか、大型水槽付き放水車等の水利確保に有効な車両の整備
- ・ 大型仮設水槽をはじめとした林野内への送水や放水を可能とする資機材の整備
- ・ 建設業等の民間事業者等が所有する車両の活用に関する協定等の締結の推進
- ・ 諸外国の事例を参考にしつつ、
 - 山林内でも走破性が高く、簡易水槽やポンプ、ジェットシューターなどの資機材を搭載した林野火災対応ユニット車の整備
 - 熱源探査ができるドローンや熱画像直視装置等の林野火災において有効な資機材の整備
- ・ 強風下における林野火災の飛び火対策として、情報把握体制の強化、応援等による消防力の確保、予防散水を含む機動的かつ継続的な放水体制を勘案した飛び火警戒要領等の見直し
- ・ 山間地特有の安全管理について、対応要領の整理と周知
- ・ 消防防災ヘリコプターの増強等を通じた航空消防防災体制の充実強化
- ・ 消火薬剤の活用など散水効果を高める方策の関係機関と連携した検討 など

(2) 消防団の体制強化

消防団についても、消防隊等と連携できる情報伝達体制の構築や、大規模火災に的確に対応できる体制の強化、火災対応に必要な資機材の整備、自主防災組織等と連携した避難訓練等の実施による地域住民の防災意識の向上を図ることが重要です。

具体的には、以下のような方策を取るべきと考えられます。

- ・ 衛星通信機器も活用した情報伝達の充実
- ・ 延焼状況等の確認など迅速に情報収集できるドローンの操縦技能の向上
- ・ 消防団の火災対応能力の強化を図るため、背負い式消火水のう、消火水のう用給水器等の林野火災に有効な資機材の充実
- ・ 自主防災組織等と連携し、地域住民を巻き込んだ避難訓練、飛び火による火災の防止等の防火意識の向上につながる取組の推進 など

III 大規模林野火災に備えた多様な技術の活用・開発

大規模林野火災に備えるため、海外における新技術・新装備の活用事例や、建設業・林業等の消防以外の分野で使用されている重機等の技術の活用事例を踏まえ、林野火災対応の技術・装備の研究開発を推進していく必要があります。

また、米国において林野火災発生時に消火薬剤が従来活用されていること等も踏まえ、我が国の実情に即した林野火災用消火薬剤の効果的な活用方法、消火薬剤の評価方法を検討する必要があります。

具体的には、以下のような方策を取るべきと考えられます。

- ・ ドローンによる空中消火や遠隔操作ロボットによる延焼阻止活動など、海外における新技術・新装備の活用事例を踏まえた林野火災対応の技術・装備の研究
- ・ 衛星画像・航空撮影画像を活用した最新の計測技術や建設業・林業等の消防以外の分野で使用されている重機等の技術を活用した林野火災の消火戦術の研究
- ・ 林野火災が発生した場合の延焼拡大範囲や飛び火の飛散範囲、住家等への延焼拡大リスクを評価するための延焼シミュレーション技術の研究開発
- ・ 海外の消火戦術も参考に、消火薬剤の種別や散布機材に応じた効果的な使用方法の検討
- ・ 個別の消火薬剤の火災に対する有効性や健康・環境への影響に関する評価方法の検討 など

消防庁としては、今般取りまとめられた「取組の方向性」も踏まえ、令和8年度の概算要求をはじめ、今後の消防防災対策の企画立案を精力的に進め、林野火災対策の充実強化を図ってまいります。

問合せ先

消防庁総務課
TEL: 03-5253-7506

2025年度全国統一防火標語・防火ポスターの発表

予防課

消防庁では、家庭や職場・地域における防火意識の高揚を図ることを目的として、一般社団法人日本損害保険協会との共催で、2025年度全国統一防火標語を、

「**急ぐ日も 足止め火を止め 準備よし**」

に決定しました。

この標語は、住宅防火対策等を推進する令和7年度の春・秋の全国火災予防運動等で防火標語として活用されます。

また、一般社団法人日本損害保険協会が作成する2025年度全国統一防火ポスターに掲載され全国の消防本部等において火災予防の広報に活用されます。

このポスターは20万枚作成され、全国の消防署や役所などの公共機関等に掲出されます。

今年度のポスターのモデルとして起用された田畑 志真（たばた しま）さんは、映画『十年 Ten Years Japan』やCM『大森屋』『伊藤園』に出演し、2024年度後期NHK連続テレビ小説『おむすび』ではヒロイン 米田結の幼なじみの佐久間菜摘（さくま・なつみ）役として出演するなど活躍されています。



【2025年度全国統一防火ポスター】

【防火ポスターの歴史】

防火防災の意識向上を目的として、1949年度から「全国統一防火ポスター」の制作が始まりました。1979年度からポスターモデルにタレントを起用しており、これまでに数多くの芸能人が防火ポスターのモデルとなっています。ポスターモデルをきっかけに各界で活躍している方は多く、人々の関心の高さがうかがえます。また、防火標語は、誰にでも伝わりやすい言葉が使われています。

【過去の標語】

2024年度	守りたい	未来があるから	火の用心
2023年度	火を消して	不安を消して	つなが未来
2022年度	お出かけは	マスク戸締り	火の用心
2021年度	おうち時間	家族で点検	火の始末
2020年度	その火事を	防ぐあなたに	金メダル

問い合わせ先

消防庁予防課予防係 谷川・清水
TEL: 03-5253-7523



令和7年度における消防防災施設整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金の交付決定の状況

消防・救急課

消防庁では、消防防災施設整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金の交付決定を5月9日付けで行ったところです。
その概要は次のとおりです。

1 交付決定の概要

(1) 交付決定額

令和7年度における交付決定額の総額は62億6,468万9千円であり、その内訳は次のとおりです。

- ①消防防災施設整備費補助金 12億7,892万9千円
- ②緊急消防援助隊設備整備費補助金 49億8,576万円

(2) 対象施設及び設備

- ① 消防防災施設整備費補助金にあつては、耐震性貯水槽174件、救助活動等拠点施設等1件、活動火山対策避難施設1件、高機能消防指令センター7件を整備する事業について交付決定を行いました。
- ② 緊急消防援助隊設備整備費補助金にあつては、災害対応特殊消防ポンプ自動車（水槽付含む）98台、災害対応特殊化学消防ポンプ自動車9台、救助工作車10台、災害対応特殊救急自動車122台、災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車（屈折含む）9台、支援車8台、海水利用型消防水利システム1台、救助消防ヘリコプター（資機材含む）2機、救助用資機材11件、高度救助用資機材3件、高度救命処置用資機材105件、搬送用アイソレーター装置2件、緊急消防援助隊用支援資機材等4件、テロ対策用特殊救助資機材7件、消防救急デジタル無線設備2件を整備する事業について交付決定を行いました。

2 地方公共団体ごとの交付決定の状況

地方公共団体ごとの交付決定の状況は、消防庁のHP (<http://www.fdma.go.jp/>) に掲載しています。

3 その他

地方公共団体におかれましては、引き続き適正な補助事業の執行をお願いいたします。

問合せ先

消防庁消防・救急課
TEL: 03-5253-7522

「消防本部における女性活躍推進に関する検討会」の開催

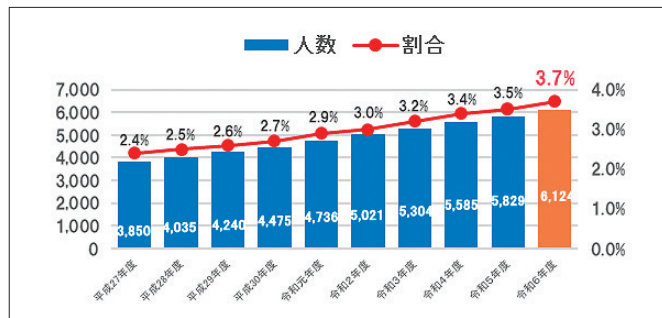
消防・救急課

1 趣旨・目的

平成27年度に「消防本部における女性職員の更なる活躍に向けた検討会」を開催して以降、各消防本部において、女性消防吏員の募集広報や女性専用施設の整備などの各種取組が実施されており、女性消防吏員数は毎年増加するなど一定の成果をあげているところです。

今後、消防本部における取組を一層充実させるため、女性消防吏員の確保、育成及び職域拡大を更に推進していくための方策や、性別、年齢を問わず全ての消防吏員が継続して勤務できる働きやすい職場環境づくりに向けた方策について検討を行うことを目的とした検討会を発足し、令和7年4月21日に第1回検討会を開催しました。

〈女性消防吏員割合の推移〉



2 検討内容

検討会では、主に次の内容について検討を行います。

- ①女性消防吏員の確保のための方策
- ②女性消防吏員の働きやすい職場環境づくりに向けた方策
- ③女性消防吏員の育成や職域拡大を推進するための方策
- ④ハラスメント対策の質を向上させるための方策
- ⑤令和8年度当初以降の共通目標の扱い等

3 第1回検討会の概要

第1回検討会では、女性消防吏員の活躍推進や消防本部のハラスメントに関する現状、検討の方向性及び今後の開催予定、消防本部、消防学校及び女性消防吏員等に対する調査内容案について、事務局から説明が行われた後、質疑応答及び議論が行われました。

〈会議の様子〉



「消防本部における女性活躍推進に関する検討会」

構成員名簿

(五十音順：敬称略)

【座長】

中澤 真弓 日本体育大学保健医療学部救急医療学科 教授

【構成員】

間 浩高	松山市消防局 総務課長
蟹 博文	豊田市消防本部 総務課長
鈴木亜弥子	川口市消防局 理事兼南消防署長
巽 真理子	大阪公立大学ダイバーシティ研究環境研究所 客員准教授 ひとケア・ワークLab.主宰
鶴見 純	東京消防庁 職員課長
野口 深雪	相模原市消防局 南消防署長
増田 直毅	ブラッサ法律事務所 弁護士 全国消防長会 顧問弁護士
松崎 優佳	一般社団法人 日本産業カウンセラー協会 東京支部カウンセリングサービス部 部長
松本 和晃	佐賀広域消防局 副局長兼総務課長

問合せ先

消防庁消防・救急課 職員第一係
TEL: 03-5253-7522

令和6年度優良少年消防クラブ・指導者表彰 (フレンドシップ) の開催

消防庁地域防災室

はじめに

令和7年3月20日(木・祝日)、イイノホール&カンファレンスセンター(千代田区内幸町)において、「令和6年度優良少年消防クラブ・指導者表彰(フレンドシップ)」を開催しました。

消防庁では、クラブ員や指導者の意識高揚とクラブ活動の活性化を図り、少年消防クラブの育成発展に寄与することを目的に、昭和29年度より継続して、優良少年消防クラブ及び指導者の表彰を行っています。

今回は、第1部「表彰式」、第2部「受賞した少年消防クラブによる活動報告」、第3部「東京消防庁音楽隊による祝典演奏」という構成で開催しました。

少年消防クラブについて

少年消防クラブは、小学生から高校生までの少年少女が防火・防災について学習するための組織であり、令和6年5月1日現在、全国に4,029団体、約39万人のクラブ員、約1万3千人の指導者が活動しています。

少年消防クラブ員は、防火や防災についての知識を身近な生活の中に見出すとともに、日ごろから防火・防災に関するさまざまな訓練の実施、防火パトロールや火災予防ポスターの作成などを通じて、地域における防火・防災思想の普及に努めています。

式典

第1部では、「特に優良な少年消防クラブ」14団体、「優良な少年消防クラブ指導者」22名が古川総務大臣政務官から、「優良な少年消防クラブ」37団体が池田消防庁長官から、それぞれ表彰を受けました。その後、受賞団体を代表して東京都の蒲田消防少年団の代表者より、元気良く「お礼のことば」が述べられました。



受賞者への表彰旗授与

第2部では、「特に優良な少年消防クラブ」を受賞したクラブの中から、「矢口消防少年団(東京都)」、「海老名市少年消防クラブ(神奈川県)」に、日頃のクラブ活動について報告していただきました。



矢口消防少年団(東京都)

第3部では、「地域と奏でる防災のハーモニー」をテーマに、東京消防庁音楽隊による演奏が行われました。



東京消防庁音楽隊による祝典演奏

おわりに

今回受賞された少年消防クラブをはじめ、全国の少年消防クラブの皆さんには、多くの仲間とともに日ごろの防火・防災活動にさらに励み、家庭や学校あるいは地域で、防火・防災の輪を広げていくリーダーとしての活躍が期待されています。

また、少年消防クラブの活動は、指導者の方々の熱意によって支えられており、指導者の方々には、今後とも少年消防クラブの育成・発展に御尽力いただきますようお願いいたします。

問合せ先

消防庁 国民保護・防災部防災課/地域防災室 住民防災係
TEL: 03-5253-7561

令和7年春の消防関係叙勲及び褒章伝達式

総務課

【第44回危険業務従事者叙勲】

第44回危険業務従事者叙勲が4月29日付で発令され、全国の3,575名に授与されました。

そのうち、消防職員として著しく危険性の高い業務に精励され、消防の発展に貢献し、社会公共の福祉の増進に寄与された計626名が受章し、5月20日（火）、ニッショーホール（東京都港区虎ノ門）において伝達式を開催しました。

なお、勲章別の受章者数は次のとおりです。

第44回危険業務従事者叙勲

瑞宝双光章・・・317名

瑞宝単光章・・・309名

合計・・・626名

【令和7年春の叙勲】

令和7年春の叙勲が4月29日付で発令され、全国の3,990名に授与されました。

そのうち、消防関係では永年にわたり国民の生命等を火災等の災害から防御し、消防力の充実強化に尽力された計619名が受章し、5月21日（水）、ニッショーホール（東京都港区虎ノ門）において伝達式を開催しました。

なお、勲章別の受章者数は次のとおりです。

令和7年春の叙勲

瑞宝中綬章・・・1名

瑞宝小綬章・・・37名

旭日双光章・・・4名

瑞宝双光章・・・99名

瑞宝単光章・・・478名

合計・・・619名



富樫総務副大臣から受章者代表への勲記・勲章伝達
(危険業務従事者叙勲伝達式)



富樫総務副大臣による式辞
(危険業務従事者叙勲伝達式)



富樫総務副大臣から受章者代表への勲記・勲章伝達
(春の叙勲伝達式)



受章者代表から謝辞を受ける富樫総務副大臣
(春の叙勲伝達式)

【令和7年春の褒章】

令和7年春の褒章が4月29日付で発令され、全国の629名に授与されました。

そのうち、消防関係では、自己の危難を顧みず人命救助に尽力された方々、永年にわたり消防機器の研究開発や製造販売業務、消防設備保守業務等に精励し、業界の発展に大きく寄与された方々、消防団員として永年にわたり消防防災活動に献身的に努力し、消防の発展に大きく寄与された方々、計109名が受章し、5月28日（水）、中央合同庁舎2号館（総務省）において伝達式を開催しました。

なお、褒章別の受章者数は次のとおりです。

令和7年春の褒章

紅綬褒章・・・	4名
黄綬褒章・・・	7名
藍綬褒章・・・	98名
合計・・・	109名

それぞれの伝達式では、伝達者（富樫総務副大臣）から受章者代表へ勲記及び勲章（章記及び褒章）が手渡されました。

受章者代表から「地域住民の安全確保のため、なお一層尽力」する旨の誓いの言葉を含めた謝辞が述べられました。

式典後、受章者は皇居において天皇陛下に拝謁されました。



富樫総務副大臣から受章者代表への章記・褒章伝達
(春の褒章伝達式)



富樫総務副大臣による式辞
(春の褒章伝達式)

令和7年度消防研究センター等の一般公開 (開催報告)

消防研究センター

東京都調布市の同じ敷地内に位置する消防研究センター、消防大学校、日本消防検定協会及び一般財団法人消防防災科学センターにおいて、4月に一般公開を開催しました。

この一般公開は、科学技術週間(「発明の日」(4月18日)を含む週)に実施しているもので、今回は、実開催(敷地内の施設の公開や実演等、4月18日(金)に実施)と、令和3年度から行っているオンライン開催(4月11日(金)～4月21日(月))を併せて実施しました。実開催では、436人が来場し、研究官から直接研究内容の説明や、実演の見学がありました。また、ホームページのオンライン開催のページ(実開催の案内を含む)へのアクセス数は、約5,030件となりました。

実開催では31項目を公開し、オンライン開催では87動画を配信しましたが、ここでは実開催における消防研究センター関連項目の一部について紹介します。

なお、消防研究センターホームページには、一般公開で配信した動画の一部や研究開発等に関する様々な動画を掲載していますので、是非ご覧下さい。

(URL : https://nrifd.fdma.go.jp/public_info/library/kenkyu_kaihatsu/index.html)



[動画ページの二次元バーコード]

1 救急車・指揮車用パンク対応タイヤの紹介(消防研究センター：実演)

パンクしても時速40kmで少なくとも50km走行可能なことを実験で確認した「救急車・指揮車用パンク対応タイヤ」を紹介しました。



写真1 救急車・指揮車用パンク対応タイヤ

2 小規模爆発(消防研究センター：実演)

小型の密閉容器内に可燃性気体を注入し、容器内を可燃性予混合気で満たした後、可燃性予混合気に着火することにより、火炎の伝播する様子を示す実験を行いました。



写真2 小規模爆発実験

3 高発泡装置を用いた泡消火実験 (消防研究センター：実演)

泡消火による消火原理の説明や、泡が流動展開していく様子を実演し、泡消火が様々な火災形態への対応が可能であることを紹介しました。



写真3 高発泡装置を用いた泡消火実験

5 原因調査室の業務の紹介 (消防研究センター：展示)

第1鑑識室のX線CTシステム、デジタルマイクロスコープ等の調査機材を展示し、原因調査室の調査業務、研修業務、支援業務を紹介しました。



写真5 原因調査室の業務の紹介（鑑識室）

4 AIを活用した救急隊運用最適化に関する 研究開発（消防研究センター：実演）

AIを活用した救急隊の効率的な運用手法として、毎日の救急隊の効率的な運用方法を検討する手法。将来（数年先等）の救急需要を予測して、必要な救急隊数及び配置を検討する手法を紹介しました。



写真4 AIを活用した救急隊運用最適化に関する研究開発

6 消防大学の教育訓練資機材 (消防大学校：展示)

消防大学校における教育訓練で使用している消防車両等の展示を行いました。



写真6 消防大学の教育訓練資機材

7 住宅用消火器の消火実演 (日本消防検定協会：実演)

住宅用消火器による天ぷら油火災の消火実演を行いました。



写真7 住宅用消火器の消火実演

8 避難所HUG (消防防災科学センター：実演)

災害時の避難所で起こる様々な出来事にどう対応していくかを疑似体験できる避難所HUG（ハグ）の風水害版について、実演を交えて紹介しました。



写真8 避難所HUG

9 オンライン開催画面

オンライン開催については、消防研究センターホームページに次のような画面を設けて実施しました。

来年度も科学技術週間に併せて一般公開を開催する予定ですので、開催の詳細については消防研究センターのホームページ (<https://nrifd.fdma.go.jp/index.html>) をご確認ください。

問い合わせ先

消防庁消防研究センター
TEL: 0422-44-8331 (代表)



あなたの命を守る

マイナ救急



マイナ救急に関するお知らせについて

救急企画室

1 政府広報（ラジオ番組）

令和7年5月4日と11日に放送された政府広報が提供するラジオ番組「杉浦太陽・村上佳菜子 日曜まなびより」中のCMでマイナ救急が取り上げられました。その内容は以下のとおりです。

（内容）

マイナ救急をご存じですか？

マイナ救急とは、「マイナ保険証」を活用する救急業務のことです。救急車で運ばれるときには、自分から、病歴や処方された薬などを救急隊員に説明することが難しい場合もあります。

そこで、救急隊員が、マイナ保険証をカードリーダーで読み取り、傷病者が受診した病院や処方されたお薬などの医療情報を閲覧して、より適切な処置を受けるために活用します。

あなたの命を守るマイナ救急。

今年度から順次あなたの街でも始まります。

マイナ保険証をいつも持ち歩きましょう。

明日の暮らしをわかりやすく

♪ 政府広報 ♪



政府広報オンライン ラジオ番組カテゴリーから引用
https://www.gov-online.go.jp/media/radio_programs/

杉浦太陽・村上佳菜子 日曜まなびより

「もっと知りたい」「学びたい」。パーソナリティの杉浦太陽さん、村上佳菜子さんは好奇心旺盛。そんな二人が、あしたの暮らしがもっと豊になる情報や、気になるトピックをピックアップして、誰もが今よりちょっと成長することを目指す学びのプログラムです。

マイナ救急を実施するためには、傷病者のマイナ保険証が必要になることから、マイナ救急の認知度向上を図る必要があります。

消防庁では、これまでに、マイナ救急を紹介するショー

トムービーを作成・公開し、ポスターを全国の消防本部へ配付しました。また、広報誌「総務省」4月号にマイナ救急の特集を組んで掲載しました。今後とも、広報動画の作成や、様々な媒体で政府広報を実施するなど、積極的に広報を展開していきます。

また、地方公共団体、消防本部に対して、広報誌などの媒体により、マイナ救急の紹介やマイナ保険証の携行の呼びかけ等について、広報の実施をお願いしています。



マイナ救急に係る広報

認知度向上に向けた消防庁の取組

① ショートムービー

マイナ救急の認知度向上を図るため、ショートムービーを作成し、マイナ救急HP、SNS（YouTube、消防庁X等）で広報を行うとともに、全国の消防本部、都道府県等へ提供を行いました。



マイナ救急HP
URL (<https://www.mynakkyoku-demonstration.com/>)

② ポスター、広報誌、政府広報

- 各消防本部へ5月末にポスターの配付予定。
- 総務省広報誌や消防の動きなど、広報誌での広報を実施中。
- 政府広報による広報を実施中



【広報ポスター】

【広報誌、広報誌】

③ 広報動画の作成

マイナ救急の事業概要、有用性、救急隊・医療関係者・傷病者へのインタビュー等について、広報動画を作成し、救急の日（9月9日）に併せた広報を実施予定。

各消防本部における広報

○ 広報誌等による積極的な広報

- マイナ救急の実効性を高めるためには、普段から、高齢者をはじめとする国民に対して、マイナ保険証の携行を促進する必要があります。

・特に、高齢者等への訴求力が高いと考えられる広報誌等により、広報を実施予定

※マイナ保険証の利用の支援に必要な経費については、マイナ救急に関する広報を含め、マイナンバーカード交付事務費補助金の対象となります。（令和6年12月20日付事務連絡）



神奈川県警 広報課（2024年6月）
URL (<https://www.city.yokohama.kanagawa.jp/commnet/200156892.pdf>)

神奈川県警 広報課（2024年9月）
URL (<https://city.tokyo.kanagawa.jp/>)

令和6年度に実証事業に参加した67消防本部は、令和7年度4月以降、救急隊専用のシステムを活用した実

証事業を順次開始しているところです。このうち、一部の消防本部による広報の例を紹介します。



2 全国説明会の開催等について

都道府県の防災・危機管理担当部局長を対象とした防災・危機管理担当部局長等意見交換会(消防庁主催)や、全国消防長会の支部総会・救急委員会において、マイナ救急の概要、活用事例、広報等について説明しました。

また、マイナ救急に要する経費等について、全国すべての720消防本部に向けて動画による説明会を実施し、主に以下の内容について説明しました。

- ・令和7年度の実証事業は、全国すべての720消防本部、5334隊(常時運用救急隊の98%)に参加をしていただくことになっていること。
- ・令和7年度の実証事業中のマイナ救急に要する経費は全額国費により実施しますが、実証事業から本格運用となる令和8年度以降のマイナ救急の実施に要する経費は、各消防本部に御負担していただく必要があること。

- ・消防庁としては、令和8年度以降もより多くの救急隊にマイナ救急を実施していただけるよう、実証事業により各救急隊に配備したタブレット端末等の無償貸付を継続するとともに、マイナ救急の実施に要する経費(初期導入費、運用経費等)に対する財政措置を行うことを検討していること。

問合せ先

消防庁救急企画室
TEL: 03-5253-7529

緊急消防援助隊情報

緊急消防援助隊の登録隊数（令和7年4月1日現在）

広域応援室

緊急消防援助隊については、消防組織法第45条第4項により、都道府県知事又は市町村長の申請に基づき消防庁長官が登録するものとしてされています。

南海トラフ地震等の大規模災害に的確に対応するとともに、能登半島地震など近年発生した実災害の教訓や社会情勢の変化を踏まえた機動的な部隊運用ができるよう、令和7年3月に基本計画※を改定し、令和10年度末までに概ね7,200隊を目標に増隊することとしました。

※ 消防組織法第45条第2項の規定により総務大臣が策定する「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」

令和7年4月1日の緊急消防援助隊の登録隊数は6,731隊となり、前年度より70隊増加しました。

今回の登録では、消火、救助及び救急の主要3小隊の増隊はもとより、基本計画の改定に伴い新規創設された情報統括支援隊9隊、安全管理部隊指揮隊25隊、救急

特別編成統括救急隊30隊を新たに登録し、DXの推進、隊員の体調管理等にも対応できる緊急消防援助隊の充実・強化を図っています。

さらに、消防庁では、基本計画に基づく緊急消防援助隊に登録された部隊の量的な充実とあわせて、質的な充実強化にも努めています。

具体的には、南海トラフ地震等の国家的非常災害、大規模風水害、NBCテロ災害等に的確に対応するため、全国合同訓練やブロック合同訓練等の実践的な訓練を通じた他の消防機関や関係機関との連携の強化、実災害の教訓等を踏まえて必要と認識された車両・資機材の無償使用制度による配備などに取り組んでいます。

各都道府県及び消防本部においては、基本計画に基づく緊急消防援助隊に登録された部隊の充実・強化に、今後とも御理解と御協力をお願いします。

表1 部隊等別登録状況

隊 種 別	R6.4.1	R7.4.1	増減数 (R7-R6)	第5期計画 目標隊数
指揮支援隊(統括指揮支援隊を含む。)	56	57	1	60
情報統括支援隊	—	9	9	10
航空指揮支援隊	54	54	0	50
都道府県大隊指揮隊	158	160	2	160
統合機動部隊指揮隊	56	60	4	100
エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊	12	12	0	10
NBC災害即応部隊指揮隊	54	54	0	50
土砂・風水害機動支援部隊指揮隊	50	50	0	50
安全管理部隊指揮隊	—	25	25	50
救急特別編成統括救急隊	—	30	30	50
消火小隊	2,416	2,423	7	2,530
救助小隊 ※1	560	621	61	800
救急小隊	1,541	1,555	14	1,620
後方支援小隊	890	903	13	990
通信支援小隊	43	44	1	50
特殊災害小隊	371	368	△6	370
特殊装備小隊 ※1	564	504	△60	500
水上小隊	21	21	0	20
航空小隊	77	77	0	85
航空後方支援小隊	59	59	0	60
(合計)	6,982	7,086※2	104	7,615
重複を除く合計	6,661	6,731	70※3	7,200

※1 基本計画の変更に伴い登録区分の変更を反映。(移行分59隊、救助小隊2隊、特殊装備小隊△1)

※2 重複登録：登録要件を満たし、いずれの隊でも出動できる場合は、多様な消防活動に充当できるように、1台の車両を複数隊への登録を可能としたもの。現在355隊で重複登録。

※3 新規増隊数702隊 = 新規登録隊数1002隊 - 登録抹消△30隊
(新規登録隊数内訳：緊援隊補助金18、緊防債34、自主財源等357、無償使用車両13)



図1 緊急消防援助隊登録部隊の推移（令和7年4月1日）

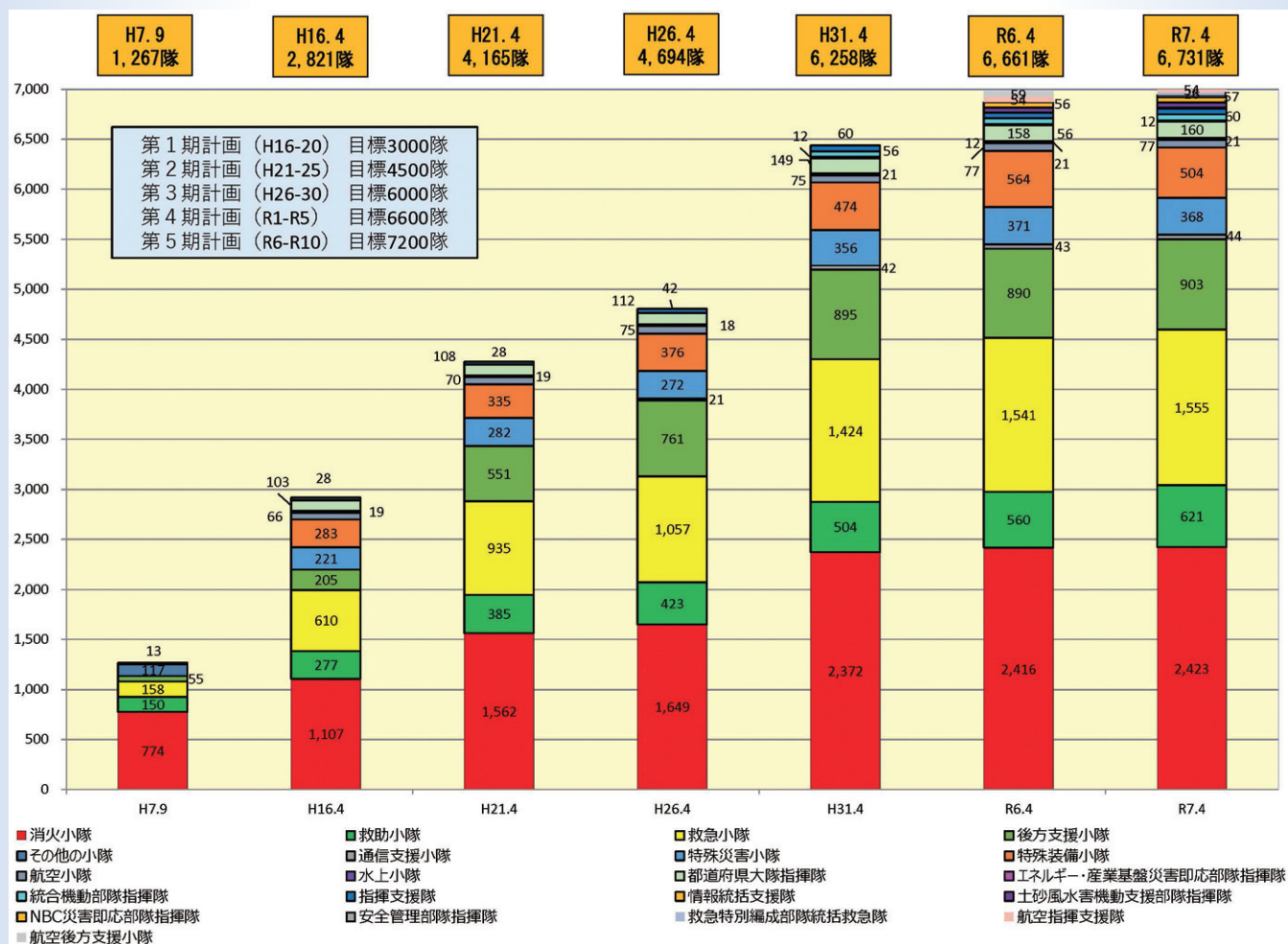




表 2 令和 7 年度緊急消防援助隊登録状況

令和7年4月1日現在

都 道 府 県	指 揮 支 援 隊	情 報 統 括 支 援 隊	航 空 指 揮 支 援 隊	都 道 府 県 大 隊 指 揮 隊	統 合 機 動 部 隊 指 揮 隊	災 害 即 応 部 隊 指 揮 隊	エ ネ ル ギ ー・ 産 業 基 盤 指 揮 隊	N B C 災 害 即 応 部 隊	土 砂・ 風 水 害 機 動 支 援 部 隊 指 揮 隊	安 全 管 理 部 隊 指 揮 隊	救 急 特 別 編 成 統 括 救 急 隊	消 火 小 隊	救 助 小 隊	救 急 小 隊	後 方 支 援 小 隊	通 信 支 援 小 隊	通信支援小隊				特殊装備小隊				水 上 小 隊	航 空 小 隊	航 空 後 方 支 援 小 隊	合 計	重 複 を 除 く 合 計
																	対 毒 応 対 小 隊 等	火 災 等 対 応 小 隊	大 規 模 危 険 物 小 隊	密 閉 空 間 火 災 小 隊	送 遠 水 離 小 隊	二 輪 防 火 小 隊	震 災 対 応 特 殊 小 隊	そ の 他 の 特 殊 な 装 備 を 用 い た 消 防 活 動 を 行 う 小 隊					
北海道	3	1	2	7	1	1	3	1				156	30	93	37	1	10	21	1	1		1	23		3	2	398	383	
青森県			1	4	1		1	1	1	2	1	44	8	27	20	1	2	9				1	4		1	1	129	125	
岩手県			1	4	1		1	1	1	1	1	42	7	23	17	1	1					1	3		1	1	107	101	
宮城県	3	1	2	4	1		1	2			1	52	12	26	18	2	4	3	1	2		1	7		3	2	148	140	
秋田県			1	3	1		1	1				40	10	20	11		1	5				1	3		1	1	100	95	
山形県			1	3	1		1	1	1	1	1	30	8	18	15		1					1	2		1	1	86	81	
福島県			1	5	1		1	2	1	1	1	50	9	34	21	1	5	2		1		1	9		1	2	148	137	
茨城県			1	3	3		1	1				64	16	53	30	1	7	3				2	17	1	1	1	205	195	
栃木県			1	3	1		1	1				38	12	30	18		6					1	9		1	1	123	114	
群馬県			1	4	2		1	1	1	1	1	40	9	26	16	1	4					1	4		1	1	114	106	
埼玉県	3		1	5	1		1	1				108	27	60	43		11					3	19		3	1	287	279	
千葉県	3		1	3	2	1	1	1	1	1	2	102	25	69	50	1	15	8		1		1	19	2	2	1	311	291	
東京都	3	1	1	3	1		1	1				175	17	70	37	1	3	6	2	2	4	4	18	4	8	1	363	360	
神奈川県	8	1	2	3	1	1	3	1	1	1	1	97	33	71	33	2	12	11	3	5		7	21	2	4	2	325	316	
新潟県	3		1	3	1	1	1	1	1			63	16	41	22	2	2	9		2		1	5	1	1	1	178	173	
富山県			1	3	1		1	1	1	1	1	29	11	19	11	1	2	1				1	6		1	1	92	86	
石川県			1	3	1		1	1	1	1	1	30	6	17	17	1	3	3					9		1	1	97	89	
福井県			1	3	1		1	1				29	7	13	12	1	2	3				1	2		1	1	79	74	
山梨県			1	3	1		1	1				21	6	15	15	1	2					1	3		1	1	73	68	
長野県			1	3	2		1	1				51	16	39	18	3	3					1	14		1	1	155	148	
岐阜県			1	4	3		1	1				58	15	38	16	1	2					1	6		2	1	150	142	
静岡県	5		3	2	1	1	2	1	3	3	3	55	22	46	29		4	5		2	2	4	14		3	3	210	202	
愛知県	3	1	1	3	1	1	1	1	1	1	1	116	29	77	41	1	14	5	3		2	2	26	1	3	2	336	322	
三重県			1	3	1	1	1	1				46	7	32	15		1	4				1	5		1	1	121	117	
滋賀県			1	3	1		1	1	1	1	1	25	7	16	12	1	3					1	4	1	1	1	81	73	
京都府	3	1	1	4	1		1	1	1	1	1	46	16	23	14	1	4		1	1		3	6		2	1	132	125	
大阪府	5	1	1	5	1	1	2	1	1	5	5	133	28	64	32	2	9	11	1	3		1	22	2	2	1	334	319	
兵庫県	2		1	4	1	1	1	1	1	1	1	97	22	66	31	2	10	5		2		2	18	2	3	1	274	263	
奈良県			1	3	2		1	2	1	1	1	28	9	19	13	2	3					1	5		1	2	94	84	
和歌山県			1	3	1		1	1	1	1	1	30	10	18	11	1	6	2				1	1		1	1	91	80	
鳥取県			1	3	2		1	1				19	5	8	8	1	4					1	2		1	2	59	50	
島根県			1	3	1		1	1				23	7	23	8		1					1	4		1	1	76	71	
岡山県	2		2	3	1	1	1	1				44	13	28	12	1	4	5				2	9		2	2	133	129	
広島県	3	1	2	3	1		1	1				69	14	39	24	1	4	3		1	2	1	11	2	2	2	187	182	
山口県			1	3	1		1	1				39	9	24	17		5					2	6		1	1	111	105	
徳島県			1	3	1		1	1				20	11	17	6	1	2	3				1	5		1	2	76	71	
香川県			1	3	1		1	1				21	8	13	8		2					1	8		1	1	70	65	
愛媛県			1	3	1		1	1				30	12	22	14	1	2	3		2		1	6	1	1	1	103	98	
高知県			1	3	2		1	1	1	1	1	19	10	18	7	1	2					1	2		2	1	73	67	
福岡県	6	1	2	6	2	1	2	1			1	55	22	50	34	1	10	7	1			1	14	2	3	2	224	215	
佐賀県			1	2	1		1	1				17	6	13	9		1					1	3		1	1	58	57	
長崎県			1	3	1		1	1				35	8	25	13		2	2				1	2		1	1	97	91	
熊本県	2		1	4	1		1	1	1	1	1	33	14	30	15	1	5				2	3	9		1	1	126	120	
大分県			1	3	2		1	1	1	1	1	28	10	16	12	1	4					1	5		1	1	89	80	
宮崎県			1	3	1		1	1				18	5	16	12	1	2					2			1	1	65	59	
鹿児島県			1	3	2	1	1	1	1	1	1	33	11	30	14	1	4	5				1	4		1	1	116	106	
沖縄県				3	1		1	1				25	6	20	15	1	4	1				1	3				82	77	
合 計	57	9	54	160	60	12	54	50	25	30	30	2,423	621	1,555	903	44	210	145	13	25	12	68	399	21	77	59	7,086	6,731	

緊急消防援助隊情報

岩手県大船渡市林野火災における緊急消防援助隊の活動に関する検証会の実施について

広域応援室

岩手県大船渡市林野火災における緊急消防援助隊の一連の活動等を検証し、今後の迅速かつ的確な運用を図るため、令和7年5月7日、盛岡地区広域消防組合消防本部を会場に標記検証会を実施しました。

受援県である岩手県、受援消防本部である大船渡地区消防組合消防本部、受援県代表消防本部である盛岡地区広域消防組合消防本部、応援都道府県の航空隊及び代表消防本部並びに全国消防長会にご参加いただき、受援側、応援側それぞれの観点から活動上の奏功事例と課題の共有を行い、対応策について議論を行いました。

会議では、実際に現地に出動された大船渡地区消防組

合消防本部、盛岡地区広域消防組合消防本部、岩手県防災航空隊、仙台市消防局、東京消防庁、横浜市消防局、新潟市消防局、宮城県防災航空隊及び栃木県防災航空隊の委員の皆様から、それぞれの現地での活動について事例発表をしていただきました。その上で、陸上部隊による林野火災活動、安全管理、航空部隊による空中消火戦術、陸上部隊と航空部隊との確実な連携などをテーマにディスカッションがなされました。

今回の検証会の議論等を踏まえ、今後の運用を検討・改善し、緊急消防援助隊の活動がより一層効果的なものとなるよう取り組んでまいります。



活動事例発表（仙台市消防局）



活動事例発表（横浜市消防局）



活動事例発表（栃木県防災航空隊）



検証会の様子

問合せ先

消防庁国民保護・防災部防災課 広域応援室
TEL: 03-5253-7569

消防団合同林野火災対応訓練を実施

青森地域広域事務組合消防本部

当消防本部では、4月27日（日）、管内山間部の住宅が密集するエリアにおいて、消防団と連携した林野火災対応訓練を実施しました。本訓練は情報共有や連携体制の強化を目的に、指揮本部での連携した指揮活動、水陸両用バギーを活用した消防団員による現地調査活動、ウォーターカーテン資機材、背負い式消火水のうの活用や遠距離送水による消火活動訓練を実施しました。団員と連携を深め、更なる迅速・的確な対応力向上と、地域防災力の向上に資する訓練となりました。



歳末特別査察を実施

松戸市消防局

松戸市消防局は、令和6年11月26日（火）年末年始の繁忙期を迎えるにあたり、多くの人出が予想されるプラーレ松戸・株式会社イトーヨーカ堂松戸店の歳末特別査察を実施しました。

査察は、松坂太中央消防署長が、消防用設備や防火シャッター等の維持管理状況や避難経路の状況を確認しました。

消防職員が、従業員に対して火災発生時の対応確認を行ったところ、迅速かつ的確な行動ができており、自主防火管理の意識が大変高く感じられました。



消防通信 望楼 ぼうろう

住宅密集地域大規模火災対応訓練を実施

豊橋市消防本部

豊橋市消防本部では、令和7年2月2日（日）に住宅密集地火災に備えた訓練を実施しました。地元自治会、防災会、自警団は、初期消火活動を実施し、協定締結先の東愛知生コンクリート協同組合は、生コン車を活用して消火用水を輸送、仮設水槽への給水を消防団と連携して実施しました。自助、共助、公助の連携力を上げる大変有意義な訓練となりました。今後も、大規模火災に備えて地域住民や関係機関との連携強化を図り、災害対応力の向上に努めてまいります。



令和7年春の全国火災予防運動に伴う消防訓練の実施について

西宮市消防局

令和7年3月5日、西宮消防署では、西宮市津門大塚町にある株式会社メディセオ阪神ALCと協力し、春の火災予防運動の一環として警防訓練を実施しました。

大規模倉庫内の物品が燃えて、初期消火しようとした従業員2名が行方不明となり、さらに屋上に職員1名が取り残されている火災を想定した訓練を通じて、火災予防意識の向上、防火管理体制の徹底、そして有事における初期対応の重要性を事業所に認識していただき、消防機関との連携も強化することができました。



消防通信／望楼では、全国の消防本部、消防団からの投稿を随時受け付けています。

ご投稿は、「E-mail:bourou-fdma@ml.soumu.go.jp」まで【225文字以内の原稿とJPEG画像を別ファイルで送付してください】



危機管理・国民保護コースにおける 教育訓練

消防大学校では、地方公共団体の危機管理・防災実務管理者・国民保護担当者等に対する研修課程として、「危機管理・防災教育科 危機管理・国民保護コース」を実施しています。

令和7年度の危機管理・国民保護コース（第15回）では、一般行政職、消防職員、警察から県危機管理部局への出向者、元自衛官から構成される学生44名が、消防大学校での8日間（令和7年4月21日～28日）の全寮制の集合教育を終え、全員が無事に修了しました。

研修では、内閣官房、内閣府防災、消防庁担当者等による国民保護法制、大規模災害発生時の政府による対応の概要・ケーススタディ、専門家による危機管理の概論・図上訓練手法・報道対応、また、昨年の能登半島地震で実災害の対応をされた職員による実務の紹介、総務省公務員部応援派遣室から災害時における職員の応援派遣など、各分野の講義を実施し、危機管理担当者の業務に必要な知識及び能力の修得に努めました。

課題討議では、各自治体が抱える課題解決に向けての対策・取組などを考える一助とするため、国民保護や大規模化する自然災害等のテーマについて、各班で討議・発表を行い、内閣府防災、消防庁のアドバイザーからの意見を参考に、各自治体が直面している問題点・課題を共有しました。

研修を終えた学生からは、「携わっている業務に関係する各省庁の方の講義を受ける機会はないので、とても有意義であると感じました。また、最新の情報を聞くこともできましたので、業務に還元していきたいと思います。」「質の高い研修を行ってくれた講師の方々には、大変感謝しております。特に奥能登での生々しい実体験は、今後の実業務に反映させたいと感じました。この研修で多くの仲間に出会えたことが財産となりました。」「今後自身が仕事で連携を密にしていくことが欠かせない、消防職員の方々や他自治体の防災担当部局職員とともに学ぶことで相互理解が深まったほか、能登半島地震に係る対応等についての表に出てこない実情を知ることができ、非常に有益であったと感じている。」等の意見が多く寄せられました。

今後、修了者それぞれが、本コースで培った知識、学生間のネットワークを活かし、各自治体の課題解決及び事業を推進していく責任者として活躍していくことが期待されます。



開講式



課題発表

問合せ先

消防大学校教務部
TEL:0422-46-1712

令和7年度 講師派遣について

消防大学校では、都道府県の消防学校等における教育訓練の充実のため、技術的援助として、消防学校等からの要請に基づき、警防、予防、救急、救助等の消防行政・消防技術について講師の派遣を行っています。

令和7年度も多く派遣要望が寄せられたところ、これに積極的に対応することとし、下表のとおり、46校125件（478時間）の講師派遣を決定しました。

このほか、各消防学校等において女性活躍推進のための取組（女性活躍推進に係る講義の実施や女性消防吏員のキャリアアップに関する先駆的な教育訓練に取り組みたい場合等）を行うため、消防大学校の教官等の派遣を必要とされる場合は、下表とは別に講師を派遣することも可能です。消防大学校教務部までご相談ください。

●講師派遣の予定

区 分		講 義 内 容	件数	時間数
総合教育	上級幹部科	危機管理、業務管理、管理職の役割、ハラスメント防止対策など	11	38
	中級幹部科	人事業務管理、現場指揮、消防時事、消防戦術と安全管理など	12	46
専科教育	警 防 科	消防戦術と安全管理、警防行政の現状と課題など	18	68
	特殊災害科	特殊災害の概論、特殊災害に対する消防活動要領など	8	32
	予防査察科	違反処理、予防査察行政の現状と課題、予防査察など	13	52
	危 険 物 科	危険物行政の現状と課題、危険物施設に対する査察・違反処理など	4	16
	火災調査科	原因調査、事例研究、原因調査関係法規、鑑定・鑑識など	33	132
	救 助 科	災害救助対策、安全管理など	10	38
	救 急 科	救急業務の現状と課題、救急業務と法律関係など	3	10
その他		現場指揮、防火対策、安全管理など	13	46
計			125	478

問合せ先

消防大学校調査研究部
TEL:0422-46-1713



最近の報道発表（令和7年4月21日～令和7年5月20日）

<総務課>

7.4.28	令和7年春の褒章（消防関係）	令和7年春の褒章（消防関係）受章者は109名で、褒章別内訳は次のとおりです。 紅綬褒章4名 黄綬褒章7名 藍綬褒章98名 計109名
7.4.29	令和7年春の叙勲（消防関係）	令和7年春の叙勲（消防関係）受章者は619名で、勲章別内訳は次のとおりです。 瑞宝中綬章1名 瑞宝小綬章37名 旭日双光章4名 瑞宝双光章99名 瑞宝単光章478名 計619名

<技術戦略室>

7.5.14	消防防災科学技術研究推進制度の令和7年度緊急枠研究開発課題の募集	消防庁では、消防防災分野における課題解決や重要施策推進に資するため、消防防災科学技術研究推進制度（競争的研究費）により研究開発を推進しています。 令和7年2月26日に大船渡市において発生した林野火災を踏まえ、林野火災に活用できる技術の研究開発を緊急枠として募集しますので、公表します。
--------	----------------------------------	---

<危険物保安室>

7.5.14	危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（案）等に対する意見公募の結果及び改正政令等の公布	消防庁は、危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（案）の内容については令和6年12月12日から令和7年1月15日までの間、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（案）等については令和7年3月13日から令和7年4月11日までの間、国民の皆様から広く意見を公募したところ、前者は8件、後者は5件の意見の提出がありました。この結果を踏まえて、本日、危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令等を公布しましたのでお知らせします。
--------	---	---

<防災課>

7.4.25	地方公共団体における業務継続計画・受援計画策定状況の調査結果	消防庁及び内閣府では、地方公共団体における業務継続計画・受援計画の策定状況（令和6年4月1日現在）について調査を実施し、これを取りまとめましたので公表します。
7.4.25	地方公共団体における業務継続性確保のための非常用電源に関する調査結果	消防庁では、災害対策本部が設置される地方公共団体の庁舎における非常用電源に関する調査（令和6年4月1日現在）を実施し、これを取りまとめましたので公表します。

<国民保護運用室>

7.4.25	令和7年度における国民保護に係る国と地方公共団体の共同訓練の実施	国民保護法に基づき、関係機関の機能確認及び相互の連携強化を行うとともに、国民の保護のための措置に対する国民の理解の促進を目的として、国、地方公共団体その他関係機関及び地域住民が一体となった訓練を実施します。
7.5.12	弾道ミサイルを想定した住民避難訓練の実施	国、沖縄県及び同県浦添市が、共同で、弾道ミサイルを想定した住民避難訓練を実施することが、以下のとおり決定しました。 また、今年度は、本訓練を含め、26件の訓練を実施する予定としておりますので、併せてお知らせします。



最近の通知（令和7年4月21日～令和7年5月20日）

発番号	日付	あて先	発信者	標 題
消防応第44号	2025年4月21日	各都道府県知事 各指定都市市長	消防庁長官	火災・災害等即報要領の一部改正について（通知）
事務連絡	2025年4月21日	各都道府県消防防災主管課 東京消防庁・各指定都市消防本部	消防庁予防課	避難器具（緩降機）の使用方法に係る説明動画について
消防危第96号	2025年5月14日	各都道府県知事 各指定都市市長	消防庁次長	危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令等の公布について

広報テーマ

6 月		7 月	
①危険物安全週間 ②地震に対する日常の備え ③熱中症の予防	危険物保安室 防災課 救急企画室	①火遊び・花火による火災の防止 ②石油コンビナート災害の防止 ③台風に対する備え ④全国防災・危機管理トップセミナー ⑤住民自らによる災害への備え	予防課 特殊災害室 防災課 防災課 地域防災室



6月8日～14日は「危険物安全週間」

危険物保安室

消防庁では、危険物を取り扱う事業所における自主保安体制の確立を図るため、毎年6月の第2週（令和7年度は6月8日（日）から6月14日（土）までの7日間）を「危険物安全週間」とし、都道府県、市町村、全国消防長会及び一般財団法人全国危険物安全協会とともに、危険物の保安に対する意識の高揚及び啓発を推進しています。

今年度は「危険物 無事故へ挑む ゴング鳴る」を危険物安全週間推進標語としています。

令和7年度危険物安全週間推進ポスター



モデル 井上 尚弥 さん（ボクシング選手）

都道府県・市町村等の実施事項

1 危険物施設における保安体制の整備促進

危険物関係事業所等による安全確保に向けた体制作りや災害に備えた事前計画の作成等多様な機会を通じて、危険物施設における保安体制の整備促進につなげていきます。

2 危険物に関する知識の啓発普及

新聞、広告紙、インターネット等による広報、ポスターやリーフレットの配布等を通じて、危険物の保安に対する意識を啓発するとともに、危険物の取り扱いに伴う火災の危険性や危険物を安全に取り扱うための知識を周知します。

3 危険物保安功労者の表彰

危険物の保安に関して功績のあった個人、危険物関係事業所等への表彰状の贈呈等を行います。

危険物安全大会について

令和7年度危険物安全大会が6月9日（月）に開催され、危険物保安功労者表彰や優良危険物関係事業所表彰等を行います。

問合せ先

消防庁危険物保安室企画係 齋藤 藤ヶ崎
TEL: 03-5253-7524

地震に対する日常の備え

防災課

地震が発生した時、被害を最小限におさえるには、一人ひとりが適切に行動することが重要です。

そのためには、みなさんが日頃から地震について関心を持ち、地震への日常の備えなどについて家庭内で話し合い、防災・減災に取り組むことが大切です。

1. 家庭での防災会議

地震の時には、自分の身の安全確保を第一に考え、家族がその場に合った行動をとれるように日頃から情報を共有しておきましょう。

- 地震はいつ起こるかわかりません。様々なケースを想定し、次のようなことを話し合っておきましょう。
 - ・家の中でどこが一番安全か
 - ・避難場所、避難路はどこか
 - ・非常持ち出し袋はどこに置いてあるか
 - ・住宅の耐震化や家具の転倒防止対策は十分か
- 緊急地震速報から揺れるまでは、わずかな時間しかありません。普段から身の安全を確保できる場所を確認しておきましょう。
- 住所、氏名、連絡先や血液型などの自分の情報や避難場所などを記載した避難カードを作成し、普段から携帯しましょう。
- 市町村が発行している防災ハザードマップなどを参考に、地域の危険な場所を把握しておきましょう。
- 海岸で強い揺れや弱くても長い揺れに襲われたら、すぐに安全な高台に避難するなど津波避難についても話し合っておきましょう。



2. 家族との連絡方法の確認

家族が離ればなれに被災した時のことを考えて、お互いの安否の確認手段を決めておきましょう。

- 自分の身の安全が確保できたら、次は家族の安否を確認しましょう。
- 被災地では、連絡手段が限られています。NTTの「災害用伝言ダイヤル171」や、携帯電話の「災害用伝言板」などの使い方を家族みんなで覚えておきましょう。

3. 備蓄品・非常持ち出し品を備える

地震が発生すると普段どおりの生活ができなくなることも考えられます。

水や食料品などの『備蓄品』を備えておきましょう。

被害によっては、避難を余儀なくされることもあります。

避難する時に持ち出す『非常持ち出し品』を常備しておきましょう。

- 支援物資が届くまで時間がかかる可能性があることを考慮し、最低3日間（できれば1週間分）の飲料水や食料品を備蓄しておきましょう。
- 備蓄品は、家族構成、住居や地域の特性によって必要となるものが異なります。自分や家族にとって本当に必要なものを準備しておきましょう。
- 備蓄品は、消費期限などを考慮しながら、定期的にチェックし、入れ替えましょう。
- 非常持ち出し品として、飲料水、食料品、携帯できる簡易トイレ、衣類、救急用品、マスク、懐中電灯など避難生活に最低限必要なものを準備しておきましょう。
- 非常持ち出し品は、玄関など持ち出しやすいところに準備しておきましょう。また、持ち運びの容易さなどを考慮して、リュックサックなども準備しておきましょう。



4. 防災活動への参加

地震に備え、避難訓練などの地域の防災活動に参加しましょう。

- 地震発生時に、初期消火や救助活動を行うには、日頃からの訓練が欠かせません。
- 9月1日は防災の日で、8月30日から9月5日は防災週間です。各地域で催される防災イベント等に積極的に参加しましょう。
- 災害時に円滑に助け合いができるように、日頃から地域の防災活動に参加して、ご近所の方と協力し合える関係を築いておきましょう。

問合せ先

消防庁国民保護・防災部防災課
TEL: 03-5253-7525



熱中症予防についてのお知らせ

救急企画室

1 はじめに

前回（4月号）では、熱中症のしくみや子ども・高齢者の特徴のほか、「暑くなる前」からできる熱中症予防を中心に紹介しました。今回は、「暑い時期」に行っていただきたい基本的な熱中症予防対策や、熱中症になってしまった場合の対処方法について紹介します。

2 熱中症にならないために

前回、「暑さに体を慣らすこと」（暑熱順化）の重要性について紹介しましたが、せっかく一度暑熱順化ができて、数日暑さから遠ざかると暑熱順化の効果はなくなってしまうます。梅雨の合間や梅雨明け後など、急激に暑くなる時期には、特に熱中症に注意が必要です。

昼夜を問わず部屋の温度に注意しエアコンや扇風機を上手に使う、のどが渇いていなくてもこまめに水分補給をする、涼しい服装、日傘や帽子で暑さを避ける、熱中症警戒アラート発表中は外出をできるだけ控えるなど、基本的な熱中症予防対策を行いましょう。



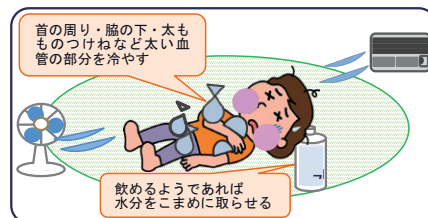
また、気温が特に著しく高くなることにより熱中症による重大な健康被害が生ずるおそれのある場合には、「熱中症特別警戒アラート」が発表されます。熱中症特別警戒アラートの発表地域では、自発的な熱中症予防行動を積極的に行っていただくとともに、家族や周囲の方々への見守りや声かけなどを行ってください。

3 熱中症になってしまったら

めまい、立ちくらみ、手足のしびれ、頭痛、吐き気、倦怠感、集中力や判断力の低下など、熱中症による症状は様々です。周囲で熱中症が疑われる症状が出た方がいた場合は、

- ・涼しい場所や日陰のある場所へ移動し、衣服を緩め、安静に寝かせる。
- ・エアコンをつける、扇風機・うちわなどで風をあて、体を冷やす。

といった応急手当を行ってください。その際のポイントは、以下のとおりです。



意識障害（受答えや会話がおかしい）、けいれん、運動障害（普段通りに歩けない）、体が熱いなど、明らかに様子がおかしい時は、ためらわずに救急車を要請してください。

判断に迷った場合は、救急安心センター事業（＃7119）や全国版救急受診アプリ「Q助」等をご活用ください。



#7119 サイト



Q助サイト

4 消防庁における熱中症予防啓発の取組

消防庁では、熱中症予防声かけプロジェクト主催の「官民連携 暑さ対策シンポジウム2025」に参加し、熱中症予防と対処方法についての情報共有等を通じて、関係府省庁や企業、自治体、関係団体等との連携を図りました。

引き続き、「熱中症予防強化キャンペーン」として、関係府省庁や官民連携の下、時季に応じた適切な熱中症予防行動の呼びかけを行うとともに、狙いを絞った効果的な普及啓発や注意喚起等の広報活動を実施することとしています。

5 おわりに

熱中症は、正しい知識を身につけることで、未然に防ぐことが可能です。本格的な夏が始まりますので、命を守るため、基本的な熱中症予防対策をお願いします。

総務省消防庁HP
熱中症情報



問い合わせ先

消防庁救急企画室
TEL: 03-5253-7529

急ぐ日も 足止め火を止め 準備よし

2025年度全国統一防火標語

田畑 志真

日本損害保険協会は、「防火ポスターの作成」や「自治体・離島への軽消防自動車の寄贈」を通じて、全国の防災・防火力強化を図っています。

一般社団法人
日本損害保険協会

防災に関する
情報はコチラ



後援:



総務省消防庁
Fire and Disaster Management Agency

住宅用火災警報器は点検・交換が必要です。

住宅防火の
ポイントは
コチラ



一般社団法人 日本損害保険協会 会員会社(2025年4月1日現在)

あいおいニッセイ同和損保/アイペット損保/アクサ損保/アニコム損保/イーデザイン損保/AIG損保/エイチ・エス損保/SBI損保/au損保/ドコモ損保/キャピタル損保/共栄火災/さくら損保/ジェイアイ/セコム損保/全管協れいわ損保/ソニー損保/損保ジャパン/SOMPOダイレクト/大同火災/東京海上日動/トア再保/日新火災/日本地震/ペット&ファミリー損保/三井住友海上/三井ダイレクト損保/明治安田損保/ヤマツブネイチャランス/楽天損保/レスキュー損保

地震による火災は、火災保険では補償されません。地震保険で備えましょう。

消防庁ホームページ <https://www.fdma.go.jp>